お客さま各位

# 口座の売買・譲渡は「犯罪」です

口座（通帳・キャッシュカード）を、有償・無償を問わず売買や譲渡する行為、あるいは他人に成りすまして口座を開設する行為は、れっきとした犯罪に該当し、「売る側」「買う側」ともに罪に問われることとなります。（犯罪収益移転防止法、刑法の詐欺罪に該当します。）

インターネットやSNS等への掲載や通知等で、「口座を高く買い取る」などと謳い、

**口座の売買や譲渡を持ち掛けられたとしても、絶対に応じないで下さい！**

万一、口座の売買・譲渡が判明した場合には、その預金取引のほか、お客さまとの取引の一切を停止し、今後の取引もお断りいたします。また、将来にわたり、当金庫以外の金融機関等でも口座の開設ができなくなる可能性もあります。

なにとぞ、ご理解をいただきたく、よろしくお願い致します。

SHONAN
湘南しんきん